

看護師国家試験における母国語・英語での試験と コミュニケーション能力試験の併用の適否に関する ご意見の募集について(案)

平成 23 年 1 2 月
厚生労働省医政局看護課

平成 20 年度から経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受入れが開始され、これまでにインドネシア人とフィリピン人を合わせて 572 名の看護師候補者が入国しています。これらの看護師候補者は、受入れ病院で看護補助者として就労しながら、看護師国家試験の合格を目指して研修を行っていますが、日本語能力の不足等に伴い、現場でのコミュニケーションの問題も見られるとともに、国家試験の合格者数が少数に留まっているところです。

厚生労働省においては、これまで看護師候補者に対する学習支援事業を実施するとともに、第 100 回看護師国家試験（平成 23 年 2 月実施）からは、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない者にとってもわかりやすい文章となるよう問題を作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図ってきました。

さらに、看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用（母国語・英語による看護専門科目試験と、日本語によるコミュニケーション能力試験を併用した看護師国家試験を実施するという考え方）の適否について検討を開始したところです。

この EPA に基づく看護師候補者の受入れについては、社会的な関心が高い問題であるとともに、看護師国家試験の母国語・英語での実施等については、看護師制度や国家試験制度の根本に関わるものであり、患者やその家族、医療従事者への影響、実現可能性等も踏まえて、幅広い観点から検討を行う必要があることから、今般、下記の要領により広くご意見を募集することとしました。

なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

記

1. ご意見募集期間
平成23年12月●●日(●)から平成24年1月●●日(●)まで
2. ご意見募集内容
参考資料をご覧いただいた上、別紙のアンケートにご回答ください。
【別紙アンケート】
 - ワードファイル：こちらをクリック (Word:●KB)
 - PDFファイル：こちらをクリック (PDF:●KB)
【参考資料】
 - PDFファイル：こちらをクリック (PDF:●KB)
3. ご意見提出方法
下記のいずれかの方法にて、ご提出願います。
【※ 下記のいずれの方法においても平成24年1月●●日(●)必着にて
お願いいたします。】
 - 郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 医政局 看護課 宛
 - FAXの場合
03-3591-9073
 - Eメールの場合
●●●●@mhlw.go.jp
4. ご意見提出に当たってのお願い事項
ご意見は、別紙の「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否について」の各質問項目に○を付してご提出くださいますよう、お願いいたします。
また、個人の方は氏名・住所・職業を、法人の方は法人名・担当者氏名・役職・法人所在地を記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名（法人名・担当者氏名・役職）・住所（所在地）を除き、公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せる場合もあります。
5. ご不明な点についてのお問い合わせ先
厚生労働省 医政局 看護課
【代表電話】 03-5253-1111（内線：●●●●）
※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。

(別紙)

看護師国家試験における母国語・英語での試験と コミュニケーション能力試験の併用の適否について

氏名・法人名			
【法人の場合： 担当者氏名】			
住所・法人所在地			
職業・役職			
年齢 ※該当する番号一つを ○で囲んでください。	1. 19歳以下	2. 20～29歳	3. 30～39歳
	4. 40～49歳	5. 50～59歳	6. 60～69歳
	7. 70～79歳	8. 80歳以上	

質問1 あなたと医療・看護サービスとの関わりについて、該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 医療・看護サービス従事者 (EPA 看護師候補者受入施設勤務)	2. 医療・看護サービス従事者 (1.以外)	3. 医療機関の長 (EPA 看護師候補者受入施設)	4. 医療機関の長 (3.以外)	5. 患者又は家族	6. その他 ()
---------------------------------------	---------------------------	-------------------------------	---------------------	-----------	---------------

質問2 看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用について、あなたはどのようにお考えですか。該当する番号一つを○で囲んでください。

1. 母国語・英語による看護専門科目試験と日本語によるコミュニケーション能力試験を併用した国家試験を実施すべき	2. 英語による看護専門科目試験と日本語によるコミュニケーション能力試験を併用した国家試験を実施すべき	3. 現行どおり日本語のみによる国家試験とすべき
---	---	--------------------------

質問3-① 前の質問2で「1. 母国語・英語による看護専門科目試験と日本語によるコミュニケーション能力試験を併用した国家試験を実施すべき」または「2. 英語による看護専門科目試験と日本語によるコミュニケーション能力試験を併用した国家試験を実施すべき」と答えた方にうかがいます。そのようにお考えの理由は何ですか。該当する番号を○で囲んでください。(複数選択可)

1. 看護に関する最低限必要な知識と技能を備えていれば、たとえ日本語能力が不足していても、医療現場で就労する上で足りると思うから
2. 経済連携強化の観点から、たとえ日本語能力が不足していても、看護師国家試験の合格者を増やすべきと思うから
3. 看護職員の人材確保のために、たとえ日本語能力が不足していても、看護師国家試験の合格者を増やすべきと思うから
4. 母国語(例えば、インドネシア人にとってのインドネシア語)による看護専門科目試験まで講じることは、実現可能性の観点等から不相当と思うが、国際的な共通語として多くの国で用いられている英語による看護専門科目試験であれば実施すべきと思うから
5. その他 ()

質問3-② 前の質問2で「3. 現行どおり日本語のみによる国家試験とすべき」と答えた方にうかがいます。そのようにお考えの理由は何ですか。該当する番号を○で囲んでください。(複数選択可)

1. 看護師は、チーム医療の一員であり、医療関係者や患者・家族との適切なコミュニケーションが不可欠であるため、日本語による国家試験に合格することが必要
2. 医療・看護現場で用いられる用語を正しく理解し、カルテの記載内容や正確な医療情報を共有できて初めて医療安全が担保されるため、日本語による国家試験に合格することが必要
3. 患者が、病気とともにどのように生きていくかを決定するための支援過程においては、日本の生活・文化を理解することが不可欠であるため、日本語による国家試験に合格することが必要
4. 日本国民の身体・生命に関わる職業である看護師の国家試験であり、当然、日本語のみで実施されるべき
5. その他 ()

質問4 看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用について、その他、ご意見がございましたら、下欄にご記入ください。

※ 質問項目は以上です。ご協力ありがとうございました。